



厚生労働省福島労働局
いわき労働基準監督署発表
平成 27 年 6 月 12 日

担	いわき労働基準監督署 次 長 荒 徳彦 電話 0246-23-2255
当	いわき市平消防署 予防係長 <small>わらがいたかし</small> 藁谷貴志 電話 0246-23-9700

いわき労働基準監督署と平消防署が合同で 建設業附属寄宿舍をパトロール

先月、神奈川県の宿泊施設において、多くの犠牲者を出した火災災害が発生したことをうけて、いわき労働基準監督署（署長 つのだやすろう 角田康郎）と平消防署（署長 おのよしひろ 小野喜弘）は、合同で、下記により、建設業附属寄宿舍のパトロールを実施します。

なお、いわき労働基準監督署においては、いわき市内に所在する労働基準法上の寄宿舍（※）の設置事業者を対象に火災災害防止の文書要請を行っています。

記

- 1 日時 平成 27 年 6 月 16 日（火）午前 10 時より
- 2 場所 いわき市平沼ノ内諏訪原 1 丁目 12-5
（安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤いわき市震災復興事業共同企業体（以下「JV」という。）の設置寄宿舍）
- 3 取材にあたってのお願い
 - （1）現地では、いわき労働基準監督署第一方面主任・齋藤が取材対応します。
 - （2）寄宿舍への入場、駐車等については、JV 工事担当者の指示に従ってください。
 - （3）パトロールに先立ち、午前 10 時から 5 分程度、JV 会議室において、JV 所長等に対して、火災災害防止の要請、パトロールの趣旨説明を行います。
 - （4）午前 10 時 40 分頃から、JV 会議室においてパトロールの講評を行います。

※労働基準法上の寄宿舍

事業経営の必要上その一部として設置されたもので、常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備える寄宿舍を言う。

恒久的に設置される『事業附属寄宿舍』と、建設業において設置期間が予定されている『建設業附属寄宿舍』に大別される。